○千葉県行政組織条例（昭和32年9月10日条例第31号）

第四章　附属機関

（設置等）

第二十八条　県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第二十九条　前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

２　法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

（会長及び副会長）

第三十条　会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

２　会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条　委員は、知事が任命又は委嘱する。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条　附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

（合議体）

第三十二条の二　千葉県介護保険審査会に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百八十九条第三項に規定する同条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

追加〔平成二六年条例七号〕

（部会）

第三十三条　附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

６　附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。ただし、第三十二条第三項ただし書の訴訟の援助の審議に関しては、この限りでない。

７　第三十二条（第三項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（会議の運営等）

第三十四条　この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開審査会	千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）第二十一条第一項及び千葉県議会情報公開条例（平成十三年千葉県条例第四十九号）第二十二条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること及び意見を具申すること。

別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県情報公開審査会	委員長 委員	学識経験を有する者	七人	二年